



7月20日(日)に投票所へ行けない見込みの方へ

# 期日前投票・不在者投票をご利用ください

世田谷区役所(第2庁舎4階) : 7月 4日(金)~7月19日(土)

まちづくりセンター等(28か所) : 7月13日(日)~7月19日(土)

仕事、用事、旅行、入院、転出等の理由で、7月20日(日)に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票・不在者投票をご利用ください。

※前回選挙の期日前投票所ごとの投票者数を区HPQ 24793に掲載しています。比較的すいている期日前投票所にお越しいただき、混雑緩和にご協力をお願いします。

## 区内で期日前投票をする場合

ご自分の入場整理券(届いている場合)をお持ちください。

### 期日前投票受付期間・場所

7/4 (金)	7/5 (土)	7/6 (日)	7/7 (月)	7/8 (火)	7/9 (水)	7/10 (木)	7/11 (金)	7/12 (土)	7/13 (日)	7/14 (月)	7/15 (火)	7/16 (水)	7/17 (木)	7/18 (金)	7/19 (土)	7/20 (日)
世田谷区役所(第2庁舎4階) [16日間]																投票日
7月13日(日)から まちづくりセンター等 (28か所) [7日間]																
受付時間：いずれも午前8時30分～午後8時																

## 指定された病院等で不在者投票をする場合

指定された病院、老人ホーム、身体障害者支援施設等に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。指定施設に該当するかなど詳しくは、施設にお問い合わせください。

## 転出先または滞在先の区市町村の不在者投票所で投票する場合

### (1)オンラインによる手続き

マイナンバーカード(署名用電子証明書付)をお持ちの方は、スマートフォン等のマイナポータルアプリ(またはサイト)から投票用紙等を請求することができます。

① マイナポータルアプリ(またはサイト)を開いてログイン

② 自治体設定画面で「東京都」「世田谷区」を選択

③ トップページ「Qさがす」から「選挙」を検索

④ 「令和7年7月20日執行参議院議員選挙における不在者投票の投票用紙等の請求について」が表示されたら「詳しく見る」をクリックし、「申請する」を選択

⑤ 必要事項を入力して申請(投票用紙等の請求)

⑥ 世田谷区選挙管理委員会から、ご本人の希望送付先に投票用紙等を郵送

⑦ 投票用紙等が届いたら、転出先または滞在先の区市町村の不在者投票所で投票

### (2)郵送・持参による手続き

郵送または持参でも投票用紙等を請求することができます。詳しくは区HPQ 24793をご覧ください。

※郵送による手続きは日数がかかります。配達日数等も考慮し、お早めにご請求ください。

## 在外選挙人証をお持ちの方へ

一時帰国している方や、帰国直後で国内の選挙人名簿に登録されていない方は、在外選挙人証を提示して、指定された投票所または期日前投票所で投票するほか、不在者投票をすることができます。詳しくは、在外選挙人名簿登録地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

## お身体の不自由な方等へ

各投票所には、車いす、点字器、投票用紙記入補助具(※1)、虫めがね、老眼鏡、文鎮、コミュニケーションボード(※2)などを用意しています。必要な方は投票所係員にお申し出ください(※3)。また、いずれの投票所も車いすでお越しいただけます。

※1 投票用紙を挟み、触るだけで記入する位置が判別しやすくなるケース

※2 イラストを指し示すことで自分の意思を伝えることができるボード

※3 投票にお手伝いが必要な方のために、入場整理券の封筒に「投票配慮カード」を同封しています。投票配慮カードをご記入の上、入場整理券と一緒に投票所係員にご提示ください。1世帯につき1枚同封していますので、足りない場合は区HPQ 24793 からダウンロードしてご利用ください。また、投票所にも備え置きます。

## 代理投票

疾病等によりご自分で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します(ご家族等が代筆することはできません)。なお、投票の秘密は堅く守られます。

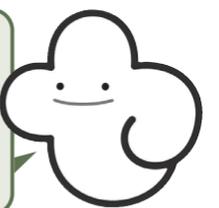
## お願い

投票所へのお車での来場、ペットを連れての来場はご遠慮ください。

※補助犬は入場できます。

## 親子で投票に行こう!!

親子(家族)で投票所に来られた小学生以下のお子さんへプレゼントをご用意しています(各投票所先着300名)。ぜひ、お子さんと一緒に投票所へお越しください。



## 選挙運動に関する注意事項

18歳以上の方は、公示日から投票日の前日まで選挙運動を行うことができますが、いくつかの注意事項があります。主な例は下表をご覧ください。

例	18歳以上	18歳未満
候補者の選挙運動員になること		
ホームページ、ブログ、X、LINEなどのインターネットを使用 <sup>エックス ライン</sup> して選挙運動をすること	○	×
電子メールを使用して選挙運動をすること	×	
選挙運動用のホームページや電子メールなどを印刷して配ること	×	

## 区内施設の一部が利用できなくなります

選挙のため、区内施設の一部が利用できない場合があります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。ご協力をお願いします。

## 投票・開票速報

投票・開票の状況と開票結果は、区HPQ 24793 で随時お知らせします。開票は7月20日(日)午後9時から、総合運動場体育館(大蔵4-6-1)で行います。世田谷区の選挙人名簿に登録されている方は、開票を参観することができます。

政治家の寄附は禁止されています

～有権者のこころがけ～

受け取らない

求めない